

令和 8 年度

償却資産（固定資産税）

申告の手引

日南市役所 市民生活部
税務課 資産税係

市税につきまして、日頃よりご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

固定資産税は、土地や家屋以外の事業の用に供することができる資産（「償却資産」という。）についても課税の対象となります。償却資産を所有されている方は、毎年賦課期日（1月1日）現在に所有している償却資産について、法令により申告が義務づけられています。（地方税法第383条 固定資産の申告）

償却資産は、所得税法または法人税法において減価償却費（経費）として計上されているものが対象になります。なお、植物、家畜などの生物及び他の税で課税されているもの（例えば、軽自動車、普通自動車など）は対象外になります。

つきましては、この手引きを参照し、申告書等を作成のうえ、1月末日までに申告書を提出いただきますようお願ひいたします。

《 目 次 》

1 儻却資産とは	1
(1) 儻却資産とは	1
(2) 儻却資産の種類と具体例	1
(3) 家屋の建築設備と償却資産の区分	3
2 儻却資産の申告について	
(1) 申告が必要な方	3
(2) 納税義務者、課税標準額	4
(3) 固定資産（償却資産）の税率、免税点	4
(4) 申告書の提出期限及び提出先	4
(5) 市内に2つ以上の事業所のある方	4
(6) 申告の対象となる資産	4
(7) 申告の対象とならない資産	5
(8) 少額償却資産	5
(9) 課税標準の特例が適用される償却資産	5
3 国税と固定資産税の相違点	6
4 申告の方法について	
(1) 書類による申告書等の提出方法	7
(2) 電子申告による申告データ等の提出方法	7
5 儻却資産の評価方法（算定について）	8
【資料】	
・ 記載例（申告書）	9
・ 記載例（種類別明細書）	10
・ 家屋と償却資産の区分	11
・ 儻却資産申告について Q&A	12

1 償却資産とは

(1) 償却資産とは

償却資産とは、**土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産**で、その減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上、**損金又は必要な経費に算入されるもののうち**、その取得価額が少額である資産その他の政令で定める資産以外のもの（これに類する資産で法人税又は所得税が課されない方が所有されているものも含みます。）をいいます。（地方税法第341条第4号）

たとえば、会社や個人で事業を行っている方が事業のために用いることができる構築物、機械、器具、備品等が対象となります。

(2) 償却資産の種類と具体例

※ ここには比較的多く申告されている資産を例示しました。

種類		主な償却資産の例	
1 構築物	日よけ設備	日よけテント、キャノピー等	
	店用簡易装備 間仕切り	陳列用、販売用のショーウィンドー、陳列棚、カウンター、間仕切り、簡易装備等	
	広告用のもの	広告塔、野立看板等の工作物（ネオンサインは器具及び備品に該当）等	
	舗装道路及び路面	構内舗装、駐車場、専用道路等	
	その他	ハウス、打込み井戸、街路及びガードレール、フェンス、焼却炉、防音壁等	
2 機械及び装置	各製造設備	各製造設備で使用する機械ごとに分類されている（建設機械、印刷機械、製造加工機械、太陽光発電設備等）	
	自走式作業用機械	ブルドーザー、ショベルローダー、ロードローラー、ラフタクレーン、グレーダー等	
3 船舶		鋼船、木船、モーターべート等	
4 航空機		飛行機、ヘリコプター、グライダー等	
5 車輛及び運搬具		フォークリフト等の大型特殊自動車、一輪車、リアカー、台車、自転車等（ただし、自動車税、軽自動車税の課税対象を除く）	
6 工具、器具及び備品	測定検査工具	ダイヤルゲージ、ノギス水準器、小型トランシット、定盤等	
	治具取付工具	ターリング治具、ミーリング治具、歯切治具、チャック、ソケット、スリーブ等	

次ページに続く

種類		主な償却資産の例
6 工具、器具及び備品	鍛圧工具、打抜工具	プレスその他金属加工用金型、合成樹脂ゴム又はガラス成型用金型及び鋳造用型等
	切削工具	手動用カンナ、ノミ等
	金属製柱及びカッペ	足場材料、パイプサポート、メタルフォーム、パイプ等
	その他工具	電器ドリル、レンチ、スパナ、ジャッキ、チェーンブロック、スコップ等
	家具、電気機器、ガス機器、家庭用品	事務机、椅子、キャビネット、応接セット、陳列棚、ケースその他の家具、テレビ、その他音響機器、冷蔵庫、冷暖房機器、その他の電気ガス機器、カーテン、座布団、寝具、その他の繊維製品、じゅうたん等床用敷物、厨房用品等
	事務機器及び通信機器	謄写機器、タイプライター、コンピュータ、複写機、計算機、その他の事務機器、テレタイプ、インターホーン及び放送用設備、電話設備等
	時計、試験機器、測定機器	時計、度量衡器、試験又は測定機器等
	光学機器及び写真制作機器	カメラ、映画撮影機、映写機、望遠鏡、引伸機、焼付機、乾燥機等
	看板及び広告器具	看板、ネオンサイン、気球、マネキン人形、模型等
	容器、金庫	ボンベ、ドラム缶、コンテナ、その他の容器、金庫等
	理・美容機器	椅子及び洗面設備、消毒器、鏡、ドライヤー等
	医療機器	レントゲン、消毒殺菌用機器、手術機器、調剤機器、歯科診療用ユニット等
	娯楽、スポーツ器具、興行演劇用具	パチンコ、ビリヤードその他これらに類する球戯用具及び射的用具、麻雀、将棋、碁、その他のスポーツ具、どんちゅう、幕、衣装、小道具等
	その他	映画フィルム（スライドを含む）、磁気テープ及びレコード、シート及びロープ、漁具、葬儀用具、楽器、自動販売機、駐車管理装置、焼却炉等

(3) 家屋の建築設備と償却資産の区分

家屋（建物）には、電気設備、給排水設備、衛生設備、空調設備、運搬設備等の建築設備（家屋と一体となって家屋の効用を高める設備）が取り付けられていますが、固定資産税においては、それらを家屋と償却資産に区分して評価しています。

※別表1 P11参照

① 家屋と設備等の所有者が同じ場合

独立した機器としての性格が強いもの、特定の生産又は業務の用に供されるもの等については、償却資産として取り扱います。

② 家屋と設備等の所有者が異なる場合

賃借人（テナント）等が取り付けられた内装・造作及び建築設備等については、償却資産として取り扱います。賃借人（テナント）等が取り付けた内装・造作及び建築設備等の事業用資産（特定附帯設備）は、賃借人（テナント）が償却資産として申告してください。

2 償却資産の申告について

(1) 申告が必要な方

個人や法人で事業をおこなっている方（農業・工場・店舗などを営んでいる、駐車場やアパートを貸し付けている）で、令和8年1月1日現在日南市内に償却資産を所有している方。なお、次の方も申告が必要になります。

- ① 償却資産を他に賃貸している方。
- ② 所有権移転外リースの場合、償却資産を所有している貸主の方。
- ③ 割賦販売の場合等、所有権が売主に留保されている償却資産は原則として買主の方。
- ④ 償却資産を共有されている方。（各々の持ち分に応じた申告ではなく、共有者の連名で申告ください。）（例：日南太郎 外3名）
- ⑤ 内装・造作及び建築設備等を取り付けられた賃借人（テナント）の方。

※償却資産を全く所有されていない方は、「該当資産なし」として申告をお願いします。

また、事業廃業・休業等された場合は、その年月日や今後の予定等を申告書の備考欄に記入してください。

(2) 納税義務者、課税標準額

- ① 納税義務者（固定資産税〈償却資産〉）

賦課期日（1月1日）現在の**償却資産の所有者**が納税義務者となります。

- ② 課税標準額

市内に所在する償却資産で、賦課期日に所有する**全資産の評価額の合計金額**

(3) 固定資産（償却資産）の税率、免税点

- ① 税率 **1. 6%**

$$\text{年税額} = \text{課税標準額} \times 1.6 / 100$$

（但し、課税標準額は1,000円未満切捨て、年税額は100円未満切捨て）

※課税標準額及び算定方法は、P8参照

- ② 免税点

課税標準額が、全資産の合計額で150万円未満の場合は課税されません。

しかし、**免税点（150万円）未満であっても申告書の提出は必要です。**

(4) 申告書の提出期限及び提出先

- ① 提出期限 **毎年1月31日**

提出期限が土・日・祝日の場合は翌開庁日が期限となります。

- ② 提出先 **〒887-8585 日南市中央通一丁目1番地1**

日南市役所 市民生活部 税務課 資産税係

申告期限近くになりますと、窓口が混雑しますので、お早めに申告いただきますようお願いします。

(5) 市内に**2つ以上**の事業所のある方

各事業所分を**主たる事業所**でまとめて申告してください。その場合は、申告書の資産の所在地欄に、それぞれの事業所の名称及び所在地を記入してください。

(6) 申告の対象となる資産

申告すべき資産は、1月1日現在に日南市内に所在を有する償却資産です。事業に使うことができる状態であれば申告の対象となります。

具体的な資産については、P1～P2の償却資産の種類と具体例一覧を参考にしてください。

(7) 申告の対象とならない資産

- ① 生物（ただし鑑賞用、興行用等のものは申告の対象になります。）
- ② 耐用年数が**1年未満**又は取得価額が**10万円未満**のもので損金に算入したもの
- ③ **自動車税（種別割）、軽自動車税（種別割）の課税対象となるべきもの**
〔農耕用自動車で最高速度が35km未満のものや農耕作業用トレーラは、
軽自動車税の課税対象となります。〕
- ④ 取得価額20万円未満のもので3年間で損金に算入（**一括償却**）したもの
- ⑤ 書画骨董
- ⑥ 故障、老朽化等により使用していないもので、今後使用する見込みのないもの
- ⑦ 小型特殊自動車に取り付けるアタッチメント
(申告の対象となるものもあります。詳しくはお問合せ下さい)

(8) 少額償却資産

取得価額が少額である償却資産の申告は、税務会計上の経理区分により取扱いが異なります。

取得価額\償却方法	個別に減価償却しているもの	中小企業特例 ※1	3年一括償却 ※2	一時損金算入 ※3
10万円未満	○	○	×	×
10万円以上20万円未満	○	○	×	
20万円以上30万円未満	○	○		
30万円以上	○			

○=申告対象

×=申告対象外

※1 租税特別措置法第28条の2、67条の5の規定によるもの

※2 法人税法施行令第133条の2第1項、所得税法施行令第139条第1項の規定によるもの

※3 法人税法施行令第133条、所得税法施行令第138条の規定によるもの

(9) 課税標準の特例が適用される償却資産

地方税法第349条の3、地方税法附則第15条等に規定される一定の要件を備えた資産には、課税標準の特例が適用されます。

申告される際に種類別明細書にその名称等を記載する摘要欄に「特例資産」と記載し、[当該資産の確認ができる書類を添付](#)してください。

※例：内・外航船舶、産業廃棄物処理施設、公害防止設備、先端設備等

3 国税と固定資産税の相違点

国税の減価償却と、固定資産税の償却資産の取扱いについては、主に、次のような違いがあります。申告書を記入されるときには、ご注意ください。

項目	固定資産税（償却資産）の取扱い	国税の取扱い
償却計算の期間	暦年（賦課期日1月1日現在）	事業年度
減価償却の方法	固定資産税定率法のみ	定率法・定額法の選択性
前年中の新規取得資産	半年償却（1／2）	月割償却
圧縮記帳の制度（注1）	認められない	認められる
特別償却・割増償却	認められない	認められる
増加償却（注2）	認められる	認められる
改良費	区分評価	合算評価
評価額の最低限度（注3）	取得価額の100分の5	備忘価額（1円）まで

注1 圧縮記帳の制度は認められませんので、国庫補助金等で取得した資産で取得価額を圧縮したものについては、**圧縮前の取得価額**を記入してください。

注2 法人税法施行令第60条の規定による増加償却を行った資産については、償却資産の評価上、控除額の加算を行うことができます。この場合、届書等が必要となりますので、申告の際に添付してください。

注3 平成19年度の税制改正により、国税においては残存価額が廃止され、1円まで償却できるようになりましたが、固定資産税（償却資産）における減価償却の方法には変更ありません。

4 申告の方法について

(1) 書類による申告書等の提出方法

本資料のP9～10の記載例を参考に申告書等を作成し、税務課へ提出してください。
控えが必要な場合は、提出前にコピーをされるか窓口で申し出てください。

【提出書類】

- ①償却資産申告書（償却資産課税台帳）
- ②種類別明細書（増加資産・全資産用）

- ◆「償却資産申告書」は、償却資産種類別に、(イ)以前から取得している資産の取得価額、(ロ)前年中に減少した資産の価額、(ハ)前年中に取得した資産の取得価額をそれぞれ記入します。
- ◆初めて申告書を提出される場合は、「種類別明細書（増加資産・全資産用）」に所有資産を全て記入してください。
- ◆過去に申告された方は、同封の「前年の種類別明細書」を確認し、増加資産のみ記入してください。
- ◆減少資産については、「前年の種類別明細書」の該当資産に二重線または赤線で消してください。

(2) 電子申告による申告データ等の提出方法

日南市では、**eLTAX（エルタックス）**を利用して、**地方税の電子申告の受付を行っています**。電子申告を利用されたい方は、事前に準備及び手続きが必要です。
電子申告の内容につきましては、eLTAXのホームページ（<https://www.elta.x.lta.go.jp/>）をご覧ください。

◆問い合わせ先

電話番号 0570-081459

上記の電話番号でつながらない場合 03-6745-0720

受付日 月曜日～金曜日（祝日、年末年始 12/29～1/3を除く）

受付時間 9:00～17:00

◆電子申告に必要なもの

- ・インターネットに接続できるパソコン
- ・電子メールアドレス
- ・eLTAXで利用可能な電子証明書（税理士に依頼される場合は不要）
- ・eLTAX対応のソフトウェア

PCdesk等の無償ソフトウェアや市販の税務・会計ソフトウェアにもeLTAXに対応しているものがあります。

5 償却資産の評価方法（算定について）

- (1) 固定資産税における償却資産の減価償却の方法は、原則として旧定率法です。
- (2) 課税標準額は、1品ごとに下記の方法で計算した「評価額」の合計額になります。ただし、取得価額の5%が下限となります。

評価額	前年中取得資産	前年前取得資産
	取得価格 × (1 - 減価率 × 1/2)	前年度における評価額 × (1 - 減価率)

減価率一覧表（減価残存率表も含む）

(抜粋)

耐用年数	減価率	減価残存率	
		前年中取得のもの	前年前取得のもの
		—	—
2	0.684	0.658	0.316
3	0.536	0.732	0.464
4	0.438	0.781	0.562
5	0.369	0.815	0.631
6	0.319	0.840	0.681
7	0.280	0.860	0.720
8	0.250	0.875	0.750
9	0.226	0.887	0.774
10	0.206	0.897	0.794
11	0.189	0.905	0.811
12	0.175	0.912	0.825
13	0.162	0.919	0.838
14	0.152	0.924	0.848
15	0.142	0.929	0.858
16	0.134	0.933	0.866
17	0.127	0.936	0.873
18	0.120	0.940	0.880
19	0.114	0.943	0.886
20	0.109	0.945	0.891

耐用年数	減価率	減価残存率	
		前年中取得のもの	前年前取得のもの
21	0.104	0.948	0.896
22	0.099	0.950	0.901
23	0.095	0.952	0.905
24	0.092	0.954	0.908
25	0.088	0.956	0.912
26	0.085	0.957	0.915
27	0.082	0.959	0.918
28	0.079	0.960	0.921
29	0.076	0.962	0.924
30	0.074	0.963	0.926
31	0.072	0.964	0.928
32	0.069	0.965	0.931
33	0.067	0.966	0.933
34	0.066	0.967	0.934
35	0.064	0.968	0.936
40	0.056	0.944	0.944
45	0.050	0.975	0.950
50	0.045	0.977	0.955
55	0.041	0.979	0.959
60	0.038	0.981	0.962

※ この表は、小数点第4位切り捨てですので、若干の違いが生じます。

資料①【償却資産申告書】の記載例

資料② 【増加資産・全資産】の記載例

資産の種類		資産の名称等		取得年月		取得価格									
1. 構築物	4. 航空機	資産の名称、規格を記入してください。		資産を実際に取得した年月を記入してください。 年号の欄は、昭和は→3、平成は→4 令和は→5を入れてください。		資産を取得するために支出した金額、 または支出すべき金額(付帯費を含みます) を記入してください。 圧縮記帳は、評価上認められていませんので 圧縮額を含めた額で記載してください。									
令和8年度		※ 所有者コード ※		所有者名		第二十六号様式提出用									
行 番 号	資 産 の 種 類	資 産 コ ード	資 産 の 名 称 等	数 量	取 得 年 月 年 号 年 年 月	(イ) 取 得 価 額	(ロ) 耐 用 年 数	(ハ) 減 価 残 存 率	(シ) 価 額	(ス) 課 税 標 準 の 特 例 率 コ ード	(テ) 課 税 標 準 額	(ナ) 増 加 事 由	摘要	日南〇〇株式会社	
														1枚のうち	1枚目
01	1		駐車場舗装	1	4 29 7	1236000	10	0.					1・2 3・4		
02	2		変電設備	1	4 29 8	11133000	15	0.					1・2 3・4 349条の3		
03	2		カッター	1	4 31 4	175100	12	0.					1・2 3・4		
04	5		フォークリフト	1	5 01 5	3296000	4	0.					1・2 3・4		
05	6		キャビネット	2	5 05 2	103000	13	0.					1・2 3・4		
06	6		製図台	2	5 05 5	257500	8	0.					1・2 3・4 宮崎支店より		
07	6		壁掛型ルームエアコン	1	5 05 6	206000	6	0.					1・2 3・4		
08								0.					1・2 3・4		
09								0.					1・2 3・4		
10								0.					1・2 3・4		
11								0.					1・2 3・4		
12								0.					1・2 3・4		
13								0.					1・2 3・4		
14								0.					1・2 3・4		
15								0.							
16								0.							
17								0.							
18								0.							
19								0.							
20								0.					13・4		
		小計	7	16,406,600											

注意 「増加事由」の欄は、1新品取得、2中古品取得、3移動による受入れ、4その他のいずれかに〇印をつけてください。

増加事由

増加資産について、1. 新品取得 2. 中古品取得
3. 移動による受入れ 4. その他

の該当番号をそれぞれ〇で囲んでください。

摘要

① 課税標準の特例摘要がある資産についての表示と適用条項 (例: 増349条の3)

② 耐用年数の変更があった場合は、変更前の耐用年数と変更年月

③ その他、当該資産の価格の決定にあたっての必要な事項

耐用年数

『減価償却資産の耐用年数等に関する省令』の別表1から別表9までに掲げる耐用年数を記入してください。

中古資産について、見積耐用年数によっている場合はその耐用年数を、また、国税局長の承認を得て短縮耐用年数によっている場合はその耐用年数を記載してください。

・家屋と償却資産の区分

別表1

設 備 区 分	償却資産とするもの	家屋に含まれるもの
電 力 設 備	変電設備、予備電源設備、工場用動力配線等	屋内配線
照 明 設 備	ネオンサイン、スポットライト、投光機、水銀灯、外灯、庭園灯等	固定された一般照明器具、電灯コンセント設備
電 話 設 備	交換器、電話器、電源等	配線、配管
インターホン・カメラ等設備	マイクロホン、拡声器、交換器、監視カメラ、モニター(テレビ)	電鈴、ブザー、配線
火 災 報 知 設 備	屋外のもの	屋内のもの
冷 暖 房 設 備	壁掛型ルームエアコン、独立煙突及び煙道等	家屋と構造上一体の空調設備
換 気 設 備	扇風機、ウインドクーラー、工業用送風装置等	換気扇、ベンチレーター
給 排 水 設 備	井戸、独立給水塔、屋外給排水設備等	屋内のもの(工業用を除く)、高架水槽、受水槽
給 湯 設 備	湯沸器、局所式給湯設備一式	中央式給湯設備等
ガ ス 設 備	屋外供給本管、メーター、各種ガス器具等	屋内配管
消 火 設 備	ホースノズル、消火器、屋外消火栓等	屋内に取り付けられた消火栓、スプリンクラー、ドレンチャー
運 搬 設 備	ベルトコンベア、気送管設備の気送子等	リフト、エレベータ、気送管、メールシート
厨 房 設 備	厨房用各種器具、ユニット式厨房設備等	造りつけの調理台、流し台
衛 生 設 備	洗濯機、脱水機、移動性のユニットバス、し尿浄化槽等、医療用ガス・吸引設備等	浴槽、便器、手洗器、ナースコール
店 舗 内 装 設 備	商品小売業等のショーウインドウ、陳列棚、壁面飾り棚、簡易間仕切り(ボルト締めで床に固着する程度)等	家屋と構造上一体性の強いもの(固定されたカウンター等)
ガソリンスタンドの設備	キャノピー(事務所等から分離独立しているもの)等	上屋
屋 外 駐 車 場 設 備	舗装路面、フェンス、雨よけ(周壁がなく独立しているもの)等	保安室
そ の 他	門、塀、庭園、人工芝等	避雷設備

償却資産申告について Q&A

Q. なぜ、償却資産の申告をしなければいけないのですか？

A. 地方税法に、「固定資産税の納税義務がある償却資産の所有者は、毎年1月1日現在における償却資産について、償却資産課税台帳の登録及び価格の決定に必要な事項を1月31日までに償却資産の所在地の市町村長に申告しなければならない」と定められているからです。
(地方税法第383条)

Q. 毎年、市県民税の申告や確定申告をしています。償却資産の申告は必要なのですか？

A. 所得税または法人税で税務署に申告する減価償却資産は「減価償却費を必要経費として計上する」ためのものです。それに対して、市への償却資産の申告は、「償却資産が固定資産の課税対象となる」ため必要な申告となります。

よって地方税法上、市県民税の申告や確定申告とは別に市への償却資産の申告が必要となります。

申告書 提出前の確認事項

- 申告に応答する者の氏名・電話番号は記入しましたか。
- 減少・取得があった場合に、その計を取得価額の欄に記入しましたか。
- 種類別明細書に必要事項（種類・取得年月・耐用年数等）を記入しましたか。
- 種類別明細書の減少（処分）した資産に消し線を引きましたか。
※別途、減少資産の明細書を作成したものも受け付けています。

① <償却資産申告書の提出・問い合わせ先>

〒887-8585

宮崎県日南市中央通一丁目1番地1

日南市役所 市民生活部 税務課 資産税係

TEL (0987) 31-1120 (直通)